「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動

うちの子・よその子・栃木の子、みんなで育てて明るい未来

VERY GOOD LOCAL とちぎ

特別支援学校教育課程編成の手引

［小学部・中学部］

平成 31(2019)年３月

栃木県教育委員会

ま　え　が　き

平成 29(2017)年４月 28 日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布され、併せて特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領が公示されました。これに基づく教育課程は、小学部については 2020 年度から、中学部については 2021 年度から全面実施されることになります。

新しい学習指導要領は、子どもたちが未来社会を切り拓くために必要な力は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」であることを前提とし、「社会に開かれた教育課程の実現」、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」、「カリキュラム・マネジメントの推進」などの基本方針に基づき改訂されています。

特別支援教育については、インクルーシブ教育システムの推進などに対応するため、「学びの連続性を重視した対応」、「一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実」、「自立と社会参加に向けた教育の充実」の観点から、改善が図られています。

これからの学校には、教育基本法に示される教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

各学校においては、これまでの学校教育における取組を生かしつつ、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働により、教育の目的及び目標の実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となります。

県教育委員会では、本年度、特別支援学校教育課程編成の手引（小学部・中学部）作成委員会を設置して、教育課程編成の在り方について調査研究を行うとともに、各学校が適切に教育課程を編成し実施するための参考資料として、教育課程編成に関する基本事項をまとめた手引を作成しました。

手引の内容は、「特別支援学校学習指導要領解説」に準拠し、さらに本県独自の観点から、「個別の教育支援計画（例）」、「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容」などを分かりやすく図表化して盛り込みました。また、重要な事項や配慮すべき事項は、「ポイント解説」として要所要所に囲み欄を設けました。

各学校においては、法令及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の示すところに基づき、本書を十分に御活用いただき、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成し実施されることを期待します。

最後に、本書の作成に当たり、御尽力くださいました特別支援学校教育課程編成の手引（小学部・中学部）作成委員会の委員各位に厚く御礼申し上げます。

平成 31(2019)年３月

栃木県教育委員会事務局
特別支援教育室長　　小　野　幸　男

目　　次

第１編　　教育課程の基準と編成

第１章　　教育課程の基準
第１節　　教育課程の意義 …… 1
第２節　　教育課程に関する法制 …… 1
第２章　　教育課程の編成及び実施
第１節　　教育目標 …… 2
第２節　　小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割 …… 2
第３節　　教育課程の編成 …… 6
第４節　　教育課程の実施と学習評価 …… 17
第５節　　児童生徒の調和的な発達の支援 …… 20
第６節　　学校運営上の留意事項 …… 23
第７節　　道徳教育推進上の配慮事項 …… 25
第８節　　重複障害者等に関する教育課程の取扱い …… 27
第９節　　学校教育法施行規則に規定されている教育課程等の取扱い …… 30

第２編　　各教科

第１章　　視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校
第１節　　各教科の目標及び内容 …… 31
第２節　　視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校 …… 31
第３節　　聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校 …… 33
第４節　　肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校 …… 34
第５節　　病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校 …… 36
第２章　　知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校
第１節　　基本的な考え方 …… 38
第２節　　各教科の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱い …… 48
第３節　　指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い …… 98

第３編　　特別の教科　道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

第１章　　特別の教科　道徳
第１節　目標及び内容 …… 100
第２節　特別支援学校における配慮事項 …… 100
第２章　　外国語活動
第１節　視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校 …… 103
第２節　知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校 …… 103
第３章　　総合的な学習の時間
第１節　目標及び内容 …… 104
第２節　特別支援学校における配慮事項 …… 105

第４章　　特別活動
第１節　目標及び内容 …… 105
第２節　特別支援学校における配慮事項 …… 105

第４編　　自立活動

第１章　　自立活動の基本
第１節　自立活動の意義 …… 106
第２節　自立活動の指導の基本 …… 106
第３節　障害の捉え方と自立活動 …… 107
第４節　自立活動と合理的配慮 …… 108
第２章　　自立活動の目標 …… 108
第３章　　自立活動の内容
第１節　健康の保持 …… 108
第２節　心理的な安定 …… 111
第３節　人間関係の形成 …… 113
第４節　環境の把握 …… 115
第５節　身体の動き …… 117
第６節　コミュニケーション …… 119
第４章　　自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い
第１節　個別の指導計画の作成 …… 122
第２節　個別の指導計画の作成手順 …… 122
第３節　他領域・教科等との関連 …… 124
第４節　指導方法の創意工夫 …… 124
第５節　自立活動を主とした指導 …… 125
第６節　教師の協力体制 …… 125
第７節　専門の医師等との連携協力 …… 125
第８節　個別の教育支援計画等の活用 …… 125

参考資料
１　個別の教育支援計画（例） …… 128
２　特別支援学校、特別支援学級、通常の学級(通級による指導)の対象となる障害の程度　129
３　自立活動における指導目標・指導内容設定シート（例） …… 130

凡　例

総解　…特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）2018 年３月　文科省
教解　…特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）　2018 年３月　文科省
自解　…特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）2018 年３月　文科省
「知識・技能」…「知識及び技能」
「思考・判断・表現」…「思考力、判断力、表現力等」
「学びに向かう力・人間性」…「学びに向かう力、人間性等」

第１編　教育課程の基準と編成

第１章　教育課程の基準

第１節　教育課程の意義　【総解 P160】

教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、教育活動の中核として最も重要な役割を担う。

教育課程の編成の基本的な要素は、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当である。学校の教育目標については、教育基本法及び学校教育法で定められている教育の目的や目標などに基づき、児童生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体や各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を明確にして設定する。その達成に必要な指導内容については、これらの規定を踏まえ、学校教育法施行規則及び学習指導要領に示されている各教科等の種類やそれぞれの目標、指導内容等についての基準に従い、教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら組織する。授業時数については、学習指導要領総則に示されている授業時数等の取扱いの規定を踏まえ配当する。

第２節　教育課程に関する法制　【総解 P162】

１　教育課程とその基準

特別支援学校の小学部及び中学部は義務教育であり、また、公の性質を有する（教育基本法第６条第１項）ものであるから、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請される。

一方、教育は、その本質からして児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態に応じて効果的に行われることが大切であり、また、各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師の創意工夫に負うところが大きい。

したがって、各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校、地域の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

ポイント解説

＜ 学習指導要領の「基準性」 ＞

学習指導要領に示されている内容は、全ての児童生徒に対して確実に指導しなければならないものである。同時に、個に応じた指導を充実する観点から、児童生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することも可能である。

２　教育課程に関する法令

我が国の学校制度は、日本国憲法の精神にのっとり、学校教育の目的や目標及び教育課程について、法令で種々の定めがなされている。各学校においては、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、学習指導要領、地方教育行政の組織及び運営に関する法律並びに県立学校管理規則等について、法体系の全体を理解して適切な教育課程を編成する必要がある。

＜ 教育基本法 ＞
教育の目的（第１条）、教育の目標（第２条）、義務教育の目的（第５条第２項）、
学校教育の基本的役割（第６条第２項）　等

＜ 学校教育法 ＞
義務教育の目標（第 21 条）、特別支援学校の目的（第 72 条）　等

＜ 学校教育法施行規則 ＞
特別支援学校の小学部の教育課程（第 126 条）、特別支援学校の中学部の教育課程（第 127 条）、
教育課程編成の特例（第 130 条～131 条）　等

＜ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 ＞
総則、各教科、特別の教科　道徳（以下「道徳科」という。）、外国語活動、
総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

第２章　教育課程の編成及び実施

第１節　教育目標　【総解 P166】

特別支援学校の小学部及び中学部においては、小学校教育の目標及び中学校教育の目標と同一の目標の達成に努めなければならない。また、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことの達成に努めなければならない。

＜ 学習指導要領総則 ＞
第１節　教育目標
小学部及び中学部における教育については、学校教育法第 72 条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。
１　小学部においては、学校教育法第 30 条第１項に規定する小学校教育の目標
２　中学部においては、学校教育法第 46 条に規定する中学校教育の目標
３　小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

＜ 学校教育法第 72 条（特別支援学校の目的） ＞
特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

※「準ずる」とは、原則として同一ということを意味する。

第２節　小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

１　教育課程の編成の原則　【総解 P169】

(1) 教育課程の編成の主体

教育課程の編成の主体は学校である。学校の長たる校長が責任者となって教育課程を編成する。学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、全教職員の協力の下に行う。

＜ 学校教育法第 37 条第４項（校長の権限と責任）、第 82 条（準用規定）＞
校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2)　教育課程の編成の原則

①　教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領に示されるところに従うこと

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から法令により種々の定めがなされており、これらの法令に従って編成しなければならない。また、学習指導要領は、国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たっては、基準として従わなければならない。

＜ 学校教育法第 77 条（教育課程に関する事項）＞

特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

＜ 学校教育法施行規則第 129 条（教育課程の基準）＞

特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

②　児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮すること

教育課程の編成に当たっては、児童生徒の発達の段階に応じ、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成を重視することに留意する。具体的には、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という資質・能力の三つの柱のバランスのとれた育成、幼児期の教育と小学部における教育又は小学校教育との接続や学部段階間及び学校段階等間の接続などである。

ア　児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等

特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の状態は多様であり、個人差が大きいため、各学校においては、児童生徒の実態を的確に把握し、これに応じた適切な教育を展開することができるよう十分配慮する必要がある。また、情報活用能力などの学習の基盤となる資質・能力、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力、適性、さらには進路などにも注目していくことが大切である。

イ　学校の実態

教育課程の編成に際しては、学校規模、教職員の状況、施設設備の状況、児童生徒の実態等、学校のもつ人的又は物的な体制の実態を十分考慮することが必要である。

ウ　地域の実態

教育基本法に学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第 13 条）、学校教育法に情報提供〈第 43 条、第 82 条（準用規定）〉が規定されている。学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、児童生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。学校は、地域との連携・協働の取組を広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域とともにある学校づくりを効果的に進めていくことが大切である。

２　生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開　【総解 P174】

各学校においては、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」の育成が図られるようにすることに加え、児童生徒がそれぞれの障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、自立活動の指導を通して、自立し社会参加する資質を養うことに努める。これらは学校教育を通じて、相互に関連し合いながら一体的に実現されるものであることに留意する。

(1)　確かな学力

各学校においては、児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育む。また、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める。その際、児童生徒の発達の段階を考慮して言語活動や個に応じた指導を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮する。

(2)　豊かな心

①　豊かな心や創造性の涵養

道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。

②　道徳教育の展開と道徳科

道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う。道徳科の指導において、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、それを深めたり、相互の関連を考えて発展させ、統合させたりすることで、道徳教育の一層の充実を図る。

③　道徳教育の目標

学校における道徳教育は、児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、児童生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を拓いていく力を育むものでなければならない。

④　道徳教育を進めるに当たっての留意事項

ア　児童生徒が自ら人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かすことができるようにする。

イ　児童生徒が日常生活において豊かな心を育む中で、道徳的価値を理解し、自己を見つめることを通して、固有の人格を形成していくことができるようにする。

ウ　我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成するとともに、それらを育んできた我が国と郷土への親しみや愛着の情を深め、世界と日本との関わりについて考え、日本人としての自覚をもって、文化の継承・発展・創造と社会の発展に貢献し得る能力や態度を養う。

エ　道徳教育においては、法律的な規則やきまりの意義を自己の生き方との関わりで捉え、必要に応じてそれをよりよいものに発展させていくという視点や、法律的な規則やきまりの基盤となっている人間としての道徳的な生き方を問題にするという視点に留意する。

オ　生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度を養う。

カ　常に前向きな姿勢で未来に夢や希望をもち、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことは積極的かつ誠実に実行し、その結果について責任をもつなど、児童生徒が自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けられるようにする。

(3)　健やかな体

健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、心身の健康と安全や、スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わるため、体育・健康に関する指導を、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校教育活動全体として取り組むことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努める。

特に、学校における食育の推進、安全に関する指導、心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科及び中学部の保健体育科の時間だけでなく小学部の家庭科《知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校〈以下、「特別支援学校（知的障害）」という。〉においては生活科》、中学部の技術・家庭科〈特別支援学校（知的障害）においては職業・家庭科〉、特別活動のほか、関連の教科や道徳科、総合的な学習の時間、自立活動なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基盤が培われるよう配慮する。

ポイント解説

＜ 安全に関する指導 ＞

様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等により、児童生徒を取り巻く安全に関する環境が変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、児童生徒が安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けられるようにすることが重要である。

(4)　自立活動の指導

自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間における指導を中心とし、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。その際、自立活動の時間における指導と、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導とが密接な関連を保ち、個々の児童生徒の実態に即して作成された個別の指導計画の下に、適切な指導を行うよう配慮する必要がある。

ポイント解説

＜ 自立し社会参加する資質 ＞

自立し社会参加する資質とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること、また、社会、経済、文化の分野の活動に参加することができるようにする資質を意味する。

＜ 自立活動の時間における指導と各教科等における指導との密接な関連 ＞

教科別の指導においては、教科の目標を達成するための時間であるため、自立活動としての指導目標を設定して指導を行うというより、自立活動の時間における指導を参考にして配慮や手立てを行うことが考えられる。

ただし、学校教育法施行規則第 130 条第２項の規定により、各教科等と自立活動を一部又は全部について合わせて指導を行うことによって、一層効果の上がる授業を行う場合には、自立活動の指導目標を設定した上で指導を行うことはあり得る。

３　育成を目指す資質･能力　【総解 P189】

各学校においては、「生きる力」を育むため、学校教育全体及び各教科等の指導を通して育成を目指す資質･能力を明確にしながら教育活動の充実を図ることが重要である。その際、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえつつ、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力について、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、三つの力をバランスよく育むことが大切である。

(1) 知識及び技能が取得されるようにすること

学習の過程を通して学んだ新たな知識及び技能を、既得の知識及び技能と関連付け、他の学習や生活の場面でも活用できる確かな知識、習熟・熟達した技能として習得できるようにしていくことが重要である。

(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること

未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力を育成することが重要である。

(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である「学びに向かう力、人間性等」を育むためには、児童生徒一人一人が学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要である。

三つの力は、「生きる力」や、各教科等の学習を通して育まれる資質・能力、学習の基盤となる資質・能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力等、あらゆる資質・能力に共通する要素であり、学習の過程を通して相互に関係し合いながら育成されることに留意する。

４　カリキュラム･マネジメントの充実　【総解 P194】

各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、次に示す四つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ることに努める必要がある。

(1)　教育課程の編成においては、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応できる資質・能力の育成に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てる。

(2)　教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を評価し、改善を図る。

(3)　教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図る。

(4)　児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげる。

第３節　教育課程の編成

１　各学校の教育目標と教育課程の編成　【総解 P203】

各学校においては、学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成の基本方針を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくことに努める必要がある。

学校の教育目標を設定する際には、次のような点を踏まえる。

(1)　法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。

(2)　教育委員会の規則、方針等に従っていること。

(3)　学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。

(4)　学校や地域の実態等に即したものであること。その際、実施した教育課程に対する児童生徒の達成状況等を把握すること。

(5)　教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。

(6)　評価が可能な具体性を有すること。

２　教科等横断的な視点に立った資質･能力　【総解P204】

(1)　学習の基盤となる資質・能力

①　言語能力

言葉は、児童生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質･能力の育成や学習の基盤となるものである。言語能力を支える語彙の段階的な獲得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が必要である。

②　情報活用能力

情報活用能力は、情報手段の適切な活用、情報の整理・比較、発信・伝達、保存・共有が必要に応じてできる力であり、コンピュータ等の情報手段の基本的な操作の習得、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含む。各学校においては、日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要である。

③　問題発見・解決能力

問題発見･解決能力は、各教科等のそれぞれの分野において身に付けることが必要な資質・能力である。各教科等の学習においては、物事の中から問題を見いだし、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程を重視した指導が必要である。

(2)　現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

各学校においては、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に照らして必要となる資質･能力を、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育んでいくことができるよう留意する。

現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として、中央教育審議会答申では、次のような力などが考えられるとされている。

・健康・安全・食に関する力　　・主権者として求められる力

・新たな価値を生み出す豊かな創造性　　・豊かなスポーツライフを実現する力 等

３　教育課程の編成における共通的事項

(1)　内容等の取扱い　【総解P210】

①　内容の取扱いの原則

教育課程を編成、実施する際には、学習指導要領に示されている各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示されている場合を除き、必ず取り扱わなければならない。

学習指導要領に示されている内容は、全ての児童生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から、児童生徒の学習状況などその実態等に応じ、特に必要があると判断する場合は、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することも可能である。ただし、その場合には、学習指導要領に示されている各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の目標や内容並びに各学年や各段階、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童生徒の負担過重となったりすることのないよう、十分に留意する。

学習指導要領に示される各教科等の学年別及び段階別の内容に掲げる事項については、それぞれの教科等の内容を体系的に示す観点から整理して示されているものであり、その順序は、特に示されている場合を除き、指導の順序を示すものではない。各学校においては、各指導事項の関連を十分検討し、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し、年間指導計画等を作成することが必要である。

② 学年の目標及び内容をまとめて示された教科の内容の取扱い

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校〈以下、「特別支援学校（視覚障害等）」という。〉の小学部において、国語、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、外国語活動については、学年の目標及び内容が２学年まとめて示されている。

各学校においては、これらの教科等の目標及び内容に示されている指導事項を十分検討するとともに、児童や学校及び地域の実態を考慮し、２学年間を見通した長期の指導計画を適切に作成し、効果的な指導ができるようにする必要がある。その際、内容に示されている指導事項については、特に示されている場合を除き、いずれかの学年に分けて指導したり、いずれの学年においても指導したりして、確実に身に付けるようにすることが大切である。

③ 選択教科を開設する際の留意事項

特別支援学校（視覚障害等）の中学部において開設できる選択教科の種類は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、その他特に必要な教科である。このうち、「その他特に必要な教科」は、地域や学校、生徒の実態を考慮して特に必要がある場合に設けることができ、その場合、教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めることができる。

選択教科を開設する場合には、各教科等において育成を目指す資質・能力の三つの柱を踏まえるなど、教科や総合的な学習の時間等との有機的な関連を図りつつ３学年間全体を見通して、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め、選択教科の指導計画を作成する必要がある。その際、学校の状況や生徒の実態を十分考慮する。

なお、選択教科の開設に当たっては、自ら課題を設定し追究するなどの課題学習、教科の授業で学習した内容の補充的な学習や発展的な学習等、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた多様な選択教科の開設及び授業の実施が大切である。その際、選択教科の内容が生徒の負担過重となることのないよう配慮する。

④ 特別支援学校（知的障害）における各教科等の取扱い

特別支援学校（知的障害）の小学部においては、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動については、特に示されている場合を除き、全ての児童に履修させるものとする。また、外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

⑤　特別支援学校（知的障害）における各教科等の取扱い

特別支援学校（知的障害）の中学部においては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示されている場合を除き、全ての生徒に履修させるものとする。また、外国語科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

⑥　特別支援学校（知的障害）における各教科の指導内容の設定

各教科の指導に当たっては、学習指導要領に示されている各教科の段階に示される内容を基に、知的障害の状態や経験等に応じて、具体的な指導内容を設定する必要がある。また、各教科の段階に示される目標及び内容がバランスよく取り扱われるよう、小学部は６年間、中学部は３年間を見通して、計画的に設定する必要がある。

⑦　特別支援学校（知的障害）における選択教科の取扱い

特別支援学校（知的障害）の中学部においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めることができる。その際、生徒の負担過重となることのないよう配慮する。

⑧　道徳教育の内容

道徳教育の内容は、「第３章　特別の教科　道徳」において準ずるものとされている小学部においては小学校学習指導要領「第３章　特別の教科　道徳」の「第２内容」、中学部においては中学校学習指導要領「第３章　特別の教科　道徳」の「第２内容」のほか、特別支援学校（知的障害）においては「第３章　特別の教科　道徳」に示されるとおりである。

道徳科においては、学校の道徳教育の目標を踏まえ、重点的に指導する内容項目を設定するとともに、計画的、発展的に指導できるようにすることが必要である。また、各教科等においても、それぞれの特質に応じて、関連する道徳的価値に関する内容項目や学校として重点的に指導する内容項目等を考慮し、意図的、計画的に取り上げるようにすることが必要である。

(2)　授業時数等の取扱い　　**【総解 P219】**

①　年間の授業時数の取扱い

小学部又は中学部の各学年における年間の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における年間の総授業時数に準ずるものとする。

各教科〈特別支援学校（知的障害）の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。〉、道徳科、外国語活動〈特別支援学校（知的障害）の小学部において、外国語活動を設ける場合を含む。以下同じ。〉、総合的な学習の時間、特別活動〈学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。以下、この項②及び⑥において同じ。〉及び自立活動のそれぞれの年間の授業時数については、標準としては示されておらず、それらの目標及び内容を考慮して、各学校が適切に定めるものとする。

各学校において具体的な授業時数を定める際には、学校教育法施行規則第 51 条及び別表第１又は第 73 条及び別表第２（11 頁参照）に規定されている小学校又は中学校の各学年における各教科等の授業時数を踏まえ、児童生徒や学校及び地域の実態を考慮しつつ、さらには個に応じた指導などの指導方法・指導体制や教材等の工夫改善を行うなど授業等の質的な改善を図りながら、学習指導要領に基づいて教育課程を適切に実

施するために、指導に必要な時間を実質的に確保するという視点に立つことが重要である。

その際、学校において適切に授業時数を配当する必要がある小学部における特別活動の児童会活動、クラブ活動、学校行事又は中学部における生徒会活動、学校行事や給食、休憩の時間等を含む教育課程全体のバランスを図ることが必要である。

各学校においては、授業時数を適切に配当した教育課程を編成するとともに、その実施に当たっても、実際に必要な指導時間を確保するよう、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど、その状況等について自ら点検及び評価を行い、改善に努める必要がある。

ポイント解説

＜ 学校給食に係るものを年間の総授業時数の枠内に含める場合の考え方 ＞

児童生徒の実態に応じて、食事に関する指導を自立活動の時間の指導として設定するなど、教育課程に位置付けて指導を行う場合には、学校給食に係るものを総授業時数に含めても差し支えない。その場合には、一人一人の児童生徒について詳細な実態把握を行い、適切な指導計画を作成して指導を展開する必要がある。

② 年間の授業週数

各教科等の授業は、年間 35 週（小学部第 1 学年は 34 週）以上にわたって行うように計画し、週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（中学部においては、特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

ポイント解説

＜ 中学部の特別活動（学級活動）について、「授業を特定の期間に行うことができる」という規定が適用されない理由 ＞

学級活動のねらいを達成するためには、教師と生徒の人間関係と信頼関係を築く場や機会を十分に確保することが必要である。中学部では、小学部とは異なり教科担任制をとっており、学級担任が生徒と不断に接しているわけではない。そこで、学級活動の時間を毎週実施することとし、それによって学級担任と生徒との信頼関係を築き、学校生活への生徒の適応とその生活の充実向上を図ることを意図しているためである。

③ 総合的な学習の時間に充てる授業時数

各学年の総合的な学習の時間に充てる授業時数は、特別支援学校（視覚障害等）については、小学部第 3 学年以上及び中学部において、特別支援学校（知的障害）については、中学部において、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮して、適切に授業時数を定めるものとする。

ポイント解説

＜ 特別支援学校（知的障害）の小学部において、総合的な学習の時間が設けられていない理由 ＞

全学年に総合的な教科である「生活科」が設定されており、その中で、児童に身近で分かりやすい生活に根差した探究課題を設定したり、体験活動や探究課題の解決を目指した学習の過程を設定したりしやすいなど、総合的な学習の時間と同様の趣旨の指導を行うことが可能なためである。

＜小学校＞

○学校教育法施行規則第51条

小学校（中略）の各学年における各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第１に定める授業時数を標準とする。

別表第１（第51条関係）

区分	各教科の授業時数										特別の教科である道徳の授業時数	外国語活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語					
第１学年	306		136		102	68	68		102		34			34	850
第２学年	315		175		105	70	70		105		35			35	910
第３学年	245	70	175	90		60	60		105		35	35	70	35	980
第４学年	245	90	175	105		60	60		105		35	35	70	35	1015
第５学年	175	100	175	105		50	50	60	90	70	35		70	35	1015
第６学年	175	105	175	105		50	50	55	90	70	35		70	35	1015

＜備考＞

１　この表の授業時数の１単位時間は、45分とする。

２　特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

３　第50条第２項の場合において、特別の教科である道徳のほかに宗教を加えるときは宗教の授業時数をもってこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。

（別表第２から別表第２の３まで及び別表第４の場合においても同様とする。）

＜中学校＞

○学校教育法施行規則第73条

中学校（中略）の各学年における各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第２に定める授業時間を標準とする。

別表第２（第73条関係）

区分	各教科の授業時数									特別の教科である道徳の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				
第１学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
第２学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
第３学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

＜備考＞

１　この表の授業時数の１単位時間は、50分とする。

２　特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

④　特別活動の授業時数

特別活動のうち、小学部の児童会活動、クラブ活動及び学校行事、中学部の生徒会活動及び学校行事の授業時数については、学校教育法施行規則では定められていないが、各学校において、地域や学校の実態を考慮して実施する活動内容との関わりにおいて、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を定める必要がある。

なお、学校行事については、児童生徒や学校、地域の実態に応じて、種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施することに留意して、授業時数を定めることが大切である。

⑤　自立活動の授業時数

各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、標準としては示されておらず、個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、各学校が適切に定めるものとする。

また、自立活動の時間に充てる授業時数は、各学年の総授業時数の枠内に含まれることとなっているが、その授業時数を前掲の別表第１又は別表第２に加えると、総授業時数が小学校又は中学校の総授業時数を上回ることもある。こうした場合には、児童生徒の実態及びその負担過重について十分考慮し、各教科等の授業時数を適切に定めることが大切である。

⑥　授業の１単位時間

各教科等の授業の１単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学校において適切に定めるものとする。その際には、学習指導要領に示されている各教科等の目標や内容は、授業時数の１単位時間を小学部では 45 分、中学部では 50 分として計算した前掲の別表第１及び別表第２に定める各学年の年間総授業時数の確保を前提にして定められていることに留意し、各教科等の内容を指導するために実質的に必要な時間を確保することを考慮する必要がある。

⑦　短い時間を活用して行う指導

15 分の短時間を活用した授業や 45 分と 15 分の組み合わせによる 60 分授業など、児童生徒の発達の段階及び学習内容に応じて特定の教科等の指導を行う場合には、教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定、指導の成果の把握や活用を行う校内体制が整備されているときは、当該時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができる。

このうち特に 10 分から 15 分程度の短い時間により特定の教科等の指導を行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的配慮に基づいた判断が必要である。

ポイント解説

＜ 授業時間設定に際しての留意点 ＞

・児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた検討を行う。
・各教科等の特質を踏まえて検討し、その妥当性について教育的な配慮に基づいて判断する。
・単元や題材といった時間や内容のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努める。
・授業のねらいを明確にして実施する。
・教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いる。

⑧　給食、休憩などの時間

給食、休憩などの時間については、地域や各学校の実態に応じ、各学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

⑨　時間割の弾力的な編成

各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態及び各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。その際、各教科等の年間の授業時数は、児童生徒の学習や生活のリズムを形成する観点等から、週単位で固定した時間割で教育課程を編成し学習する方が効果的・効率的であることを踏まえ、35 の倍数にすることを考慮する。

⑩　年間授業日数

年間の授業日数は、各教科等の授業時数が適切に確保されるとともに、週当たりの授業時数が児童生徒の負担にならないよう配慮して定めるべきものである。

年間授業日数については、国の基準では直接定められていないが、通常は休業日を除いた日が授業日として考えられている。休業日については、学校教育法施行令第 29 条及び学校教育法施行規則第 61 条、第 135 条（準用規定）の規定等を踏まえ、教育委員会及び各学校において定める必要がある。

⑪　総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

ポイント解説

＜ 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替の考え方 ＞

総合的な学習の時間において、自然体験活動やボランティア活動などを行う場合、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。このような場合、特別活動の学校行事に掲げる遠足・集団宿泊的行事や勤労生産・奉仕的行事の実施と同様の成果が期待できると考えられるため、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることができる。

(3)　指導計画の作成等に当たっての配慮事項

①　調和のとれた具体的な指導計画の作成　**【総解 P234】**

指導計画は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた具体的な計画である。指導計画には、年間指導計画や２年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。各学校においては、指導計画の作成に関する配慮事項などに十分配慮し、地域や学校の実態を考慮して、創意工夫を生かし、全体としての調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意する。

ア　資質・能力を育む効果的な指導

各教科等の各学年、各段階、各分野又は各言語の指導内容については、その中でどのような資質・能力の育成を目指すのかを踏まえて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えたり、教える場面と考えさせる場面を関連付けながら適切に内容を組み立てたりするなど、資質・能力を育む効果的な指導ができるように配慮する。

イ　各教科等及び各学年相互間の関連

各教科等の個々の指導計画については、それぞれの固有の目標の実現を目指すと同時に、他の教育活動や学年間の関連を十分図るようにして作成される必要がある。そのためには、各教科等それぞれの指導目標、指導内容の関連を検討し、重複や欠落がないように配慮するとともに、指導の時期、時間配分、指導方法などに関しても相互の関連を考慮した上で、指導計画を作成することが大切である。また、学年間の系統性、発展性についても十分研究し、学年相互の関連を図り、指導の効果を高めるよう配慮する必要がある。

学校においては、学校の教育目標との関連を図りながら、指導計画の作成者相互で必要な連絡を適宜行い、学校全体として組織的に進めることが必要である。

ウ　学年の目標及び内容が２学年まとめて示された教科の指導計画

特別支援学校（視覚障害等）の小学部の国語、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科並びに外国語活動については、２学年間を見通した指導計画を作成し、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階並びに学校及び地域の実態に応じ、創意工夫を生かした学習を展開することによって、これらの教科等の目標を効果的、段階的に実現できるようにすることが大切である。

エ　合科的・関連的な指導

合科的な指導は、教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つで、単元又は１コマの時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合せて、学習活動を展開するものである。また、関連的な指導は、教科等別に指導するに当たって、各教科等の指導内容の関連を検討し、指導の時期や指導の方法などについて相互の関連を考慮して指導するものである。

小学部においては、児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めることが必要である。指導計画の作成に当たっては、各教科等の目標、内容等を検討し、各教科等の指導の年間の見通しに立って、その教材や学習活動の関連性を具体的に確認するとともに、指導内容が広がり過ぎて焦点が定まらず十分な成果が上がらなかったり、児童に負担過重になったりすることのないように留意する。

オ　特別支援学校（知的障害）における各教科等の指導内容の設定等

各教科等を合わせて指導を行う際には、学年、学級ごとなどに、各教科、道徳科、特別活動のそれぞれの目標及び内容を基にして、それらの目標の系統性や内容の関連性に十分配慮しながら、指導目標、指導内容、指導の順序、指導の時間配当等を十分に明らかにした上で、適切に年間指導計画等を作成する必要がある。その際、個々の児童生徒に必要な自立活動の指導目標及び指導内容との関連性にも十分留意する。

また、年間指導計画等を作成する場合には、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとされている。

「教育課程」と「指導計画」の接続

学習指導要領を踏まえて「教育の内容」を明確にする段階（核となるカリキュラムの明確化）

何ができるようになるか

学校の教育目標

○育成すべき資質・能力
○目指す児童生徒像の明確化
○卒業までに身に付いてほしい力の検討

何を学ぶか

学習指導要領に示す各教科等の目標・内容等

指導内容の選択

○基礎的・基本的な指導内容の明確化
○指導内容の精選
○教育目標の達成のための重点を置くべき指導内容の明確化

指導内容の組織

○発展的、系統的な指導となるよう指導内容を配列・組織
○各教科等間の指導内容相互の関連

授業時数の配当

○各教科等の年間授業時数
○学期、月、週ごとの各教科等の授業時数
○各教科等の授業の１単位時間

教育の内容等を踏まえて「指導計画」を作成する（実施するカリキュラムの作成）

どのように学ぶか

指導の形態ごとに指導計画の作成

① 指導の形態の選択
各教科等別の指導
各教科を合わせた指導、各教科等を合わせた指導

② 指導内容の組織
時数の配分
年間計画、学期計画、月・週計画
単元（題材）計画等

③ 時間割の編成
学習グループ、指導体制の検討

④ 個別の教育支援計画（指導計画）の作成

② 個別の指導計画の作成 【総解 P240】

個別の指導計画は、児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、個々の実態に応じた適切な指導を各教職員の共通理解の下に行うため、作成しなければならない。

個別の指導計画の作成の手順や様式は、児童生徒の実態や各教科や自立活動等の特質を踏まえて、工夫して作成することが大切である。

個別の指導計画に基づく指導は、計画－実践－評価－改善という一連の指導の過程において、適宜評価を行い、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努める必要がある。作成に当たっては、次の配慮事項に留意する。

ア 基礎的・基本的な事項

学習内容の着実な理解を図るため、それぞれの児童生徒にとっての基礎的・基本的な指導内容を十分見極めながら、各教科や各学年相互間及び授業時数との関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすることが大切である。

各学校においては、各教科等の目標と指導内容との関連を十分に研究し、その重点の置き方や指導の順序、まとめ方を工夫することが必要である。

イ 指導方法や指導体制の工夫

個に応じた指導の充実を図るため、個別の指導計画や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善に努める必要がある。その際、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、個別指導を重視するとともに、グループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習等の学習活動の導入や、教師間の協力による指導体制の確保等により、学習活動が効果的に行われるようにすることが大切である。

4 学部段階及び学校段階等間の接続 【総解 P246】

(1) 小学部における教育と幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実

小学部においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を更に伸ばしていくことができるようにすることが重要である。その際、低学年における教育課程全体を見渡して、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるようにする。

(2) 小学部における中学部等の教育等及びその後の教育との接続及び中学部における小学部等との接続

義務教育段階においては、学校教育法並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等に示されるところに従い、小学部又は小学校及び中学部又は中学校９年間を通じて育成を目指す資質・能力を明確化し、その育成を高等部における教育又は高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが必要である。

(3) 中学部における高等部の教育等及びその後の教育との接続

中学部においては、小学部における教育又は小学校教育の基礎の上に、中学部における教育又は中学校教育を通じて身に付けるべき資質・能力を明確化し、その育成を高等部における教育又は高等学校教育等のその後の学びに円滑に接続させていくことが必要である。また、高等部では履修する科目の選択等、生徒が自身の在り方や生き方を考え適切に選択・判断する力が求められることを見据え、指導の充実を図ることが必要である。

第４節　教育課程の実施と学習評価

１　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善　【総解 P250】

(1)　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養が偏りなく実現されるよう、次に示す「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点に立った授業改善を図ることが重要である。

・学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

・児童生徒同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えることを通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

・習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

また、主体的・対話的で深い学びは、必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。教師は、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、児童生徒が考える場面と教師が教える場面など、全体のバランスの取れた授業構成がなされているかという観点で授業改善を進めることが重要となる。

授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

＜ 各教科等の見方・考え方 ＞

教科名	見方・考え方	
生活科	生活に関わる見方	生活における人々、社会及び自然などの対象と自分がどのように関わっているのかという視点。
	生活に関わる考え方	自分の生活において思いや願いを実現していくという学習過程の中にある思考であり、自分自身や自分の生活について考えることやそのための方法。
国語科	言葉による見方・考え方	対象と言葉、言葉と言葉の関係を、言葉の意味、働き、使い方に着目して捉えたり、問い直したりして、言葉への自覚を高めること。
算数科／数学科	数学的な見方・考え方	事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、根拠を基に筋道を立てて考え、統合的・発展的に考えること。
音楽科	音楽的な見方・考え方	音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること。
図画工作科／美術科	造形的な見方・考え方	(小)感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと。 (中)感性や想像力を働かせ、対象や事象を、造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと。
体育科／保健体育科	体育の見方・考え方	運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自分の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けること。
	保健の見方・考え方	個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。

社会科	社会的な 見方・考え方	(小)社会的事象を、位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係などに着目して捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること。 (中) ・地理的分野：社会的事象を位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること。 ・歴史的分野：社会的事象を時期、推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にしたり事象同士を因果関係などで関連付けたりすること。 ・公民的分野：社会的事象を政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること。
理科	理科の見方	「生命」を柱とした区分では、主として多様性と共通性の視点で捉えること。「地球・自然」を柱とした区分では、主として時間的・空間的な視点で捉えること。「物質・エネルギー」を柱とした区分では、主として質的・実体的、量的・関係的な視点で捉えること。
	理科の考え方	比較、関係付け、条件制御、多面的に考えることなどのうち、特に「比較する」、「関係付ける」という「考え方」を働かせることにより問題解決を図ること。 ・「比較する」とは、複数の自然の事物・現象を対応させ、比べること。 ・「関係付ける」とは、自然の事物・現象を様々な視点から結び付けること。
職業・家庭科	職業に係る 見方・考え方	職業に係る事象を、将来の生き方等の視点で捉え、よりよい職業生活や社会生活を営むための工夫を行うこと。
	生活の営みに係る 見方・考え方	家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る事象を、健全で豊かな家庭生活を営む視点で捉え、生涯にわたって自立し共に生きる生活を創造するために、よりよい生活を工夫すること。
外国語科	外国語によるコミュニケーションにおける 見方・考え方	外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること。

(2) 言語環境の整備と言語活動の充実

学習の基盤となる言語能力を育成するため、学校生活全体における言語環境の整備、国語科を要とした各教科等の特質に応じた言語活動の充実、言語能力を向上させる重要な活動の一つである読書活動の充実が求められる。

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験

情報活用能力の育成を図るため、各学校においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えるとともに各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要である。また、教師がこれらの情報手段に加えて、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を適切に活用することも重要である。

特に、小学部においては、情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動や、プログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動を各教科等の特質に応じて計画的に実施することが必要である。

情報活用能力の育成や情報手段の活用を進める上では、学校外の人的・物的資源の適切かつ効果的な活用に配慮する。

(4)　見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫することが重要である。このような指導を通じて、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めるとともに、学習内容の確実な定着を図ることが大切である。

(5)　体験活動の重視

学校においては、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携・協働しつつ、体系的・継続的に実施できるよう工夫することが重要である。また、これらの学習を展開するに当たっては、学習の内容と児童生徒の発達の段階に応じて安全への配慮を十分に行わなければならない。

(6)　課題選択及び自主的、自発的な学習の促進

各教科等の指導においては、学習することの意味の適切な指導を行いつつ、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図るとともに、自主的、自発的な学習を促すことによって、児童生徒が学習の目的を自覚し、学習における進歩の状況を意識し、進んで学習しようとする態度が育つよう配慮することが大切である。

(7)　学校図書館、地域の公共施設の利活用

学校図書館を計画的に利活用し、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動が充実するよう努める。また、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設については、積極的に活用し、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させることも重要である。

２　訪問教育の場合　【総解 P269】

訪問教育を実施する場合には、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学習時間、学習する場所等に応じて、指導内容、指導方法及び指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにする必要がある。また、家族、福祉施設や医療機関の職員など、児童生徒の周囲の人たちとの連携を図ることが大切である。

指導に際しては、児童生徒の治療上又は健康上の理由や学習する場所などによって、指導時間や教材・教具等が制限される場合、これらの状況等に応じ、各教科等の指導内容を精選したり、教材・教具等の活用を工夫したりすることが重要である。集団への参加や友達とのかかわりが少なくなるなどの課題については、コンピュータや情報通信ネットワーク等を活用するなどして、間接的にかかわり合う機会を設けることも考えられる。

指導体制においては、訪問教育の担当者が、指導内容に応じて専門的な知識や技能を有する教師と連携して教育を進めたり、児童生徒が登校する際に他の教職員と協力したりするなど、学校全体で訪問教育を充実させるよう、校内体制を整備する。

ポイント解説

＜ 訪問教育 ＞

訪問教育とは、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合を指す。訪問先としては、家庭、医療型障害児入所施設などがある。

３　学習評価の充実　【総解P270】

(1)　指導の評価と改善

学習評価においては、学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするため、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

評価に当たっては、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視するとともに、児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるようにすることが大切である。

実際の評価においては、指導内容や児童生徒の特性等に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。

(2)　個別の指導計画に基づく評価

各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた授業における学習状況や結果を適切に評価し、その指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすることが重要である。また、各授業や個別の指導計画の計画－実践－評価－改善の一連の過程を繰り返すことで蓄積される児童生徒一人一人の学習評価に基づき、教育課程の評価・改善につなげる仕組みづくりが必要である。

(3)　学習評価に関する工夫

学習評価の実施に当たっては、学習評価の妥当性や信頼性が確保されていること、指導の改善に生かしていくことが重要であるため、学習評価を授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取組に位置付けて組織的かつ計画的に取り組むことが必要である。

また、学年や学校段階を越えて児童生徒の学習の成果が共有され、円滑な接続につながるよう、指導要録への適切な記載や学校全体で一貫した方針の下で学習評価に取り組むことが大切である。

第５節　児童生徒の調和的な発達の支援

１　児童生徒の調和的な発達を支える指導の充実　【総解P275】

(1)　学級経営、児童生徒の発達の支援

児童生徒一人一人は興味や関心などが異なることを前提に、児童生徒が自分の特徴に気付き、よい所を伸ばし、自己肯定感をもちながら、日々の学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

このため、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や教育活動の特性を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉掛けを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、児童生徒の発達を支援する必要がある。

なお、小学部においては、児童の発達にとって大きな幅のある期間であり、低学年、中学年、高学年の発達の段階に応じて、それぞれの特長があることから、その特長を生かした指導の工夫を行うことが大切である。

(2)　生徒指導の充実

一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながらその一層の充実を図っていくことが必要である。

生徒指導を進めていく上では、児童生徒を多面的・総合的に理解することに努め、児童生徒理解の深化を図り、教師と児童生徒の信頼関係を築くことが重要である。信頼関係は、日ごろの人間的な触れ合いと児童生徒と共に歩む教師の姿勢、授業等における児童生徒の充実感・成就感を生み出す指導、児童生徒の障害の状態等や状況に応じた的確な指導などを通じて形成されていくものである。教師は、児童生徒が分かる喜びや学ぶ意義を実感できるよう、指導技術の向上、指導方法や指導体制などの工夫改善を図ることが大切である。また、学校としての協力体制・指導体制を築くため、各学校においては、全教職員の共通理解を図るとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にすることが必要である。

(3) キャリア教育の充実

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動の学級活動を要とし、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて、その育成を図ることが重要である。特に、中学部の生徒については、生徒が自分自身を見つめ、自分と社会のかかわりを考え、様々な生き方や進路選択可能性があることを理解できるようにするとともに、自らの意思と責任で自己の生き方や進路を選択できるよう適切な指導・援助を行う。

(4) 生涯学習への意欲の向上

障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、児童生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることが重要である。このため、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう生涯学習への意欲を高めることが必要である。

(5) 個別の教育支援計画の作成

障害のある児童生徒は、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携を図り、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用する必要がある。

個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要である。

ポイント解説

＜ 個別の教育支援計画 ＞

学校教育法施行規則第 134 条第２項の規定により、全児童生徒について個別の教育支援計画を作成することとし、作成に当たっては、児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることとされている。

また、障害者基本計画〔第４次計画：平成 30(2018)年３月〕においては、就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画の策定・活用を促進することが示されている。

本県においては、個別の教育支援計画を、障害のある子どもに対して、就学前から学校卒業後までの一貫した支援を行っていくために活用する道具と位置付けている。

個別の教育支援計画は、子どもの各年齢段階における、家庭や関係機関による支援の全体像を示す「支援機関一覧」と、子どもの実態、指導の目標、指導の手立て及び合理的配慮等を整理して示す「指導計画」とで構成される。

学校においては、個別の教育支援計画を活用して、家庭及び医療、保健、福祉等の業務を行う関係機関と情報を共有しながら、一人一人のニーズに応じた支援に取り組むとともに、支援の主体が替わる移行期には、支援情報を確実に引き継いでいくことが大切である。

(6)　重複障害者の指導

重複障害者の指導に当たっては、それぞれの障害についての専門的な知識や技能を有する教師や特別支援学校間の協力の下に、個別の指導計画を作成するとともに指導方法を創意工夫して進めることが大切である。その際には、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなど、学習効果を一層高めるようにすることが重要である。

ポイント解説

＜ 重複障害者 ＞

重複障害者とは、当該学校に就学することになった障害以外に他の障害を併せ有する児童生徒であり、視覚障害等について、原則的には学校教育法施行令第 22 条の３において規定している程度の障害を複数併せ有するものを指している。しかし、教育課程を編成する上で、学習指導要領の総則に示されている「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の「３　知的障害を併せ有する児童生徒の場合」と「４　重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある児童生徒の場合」の規定を適用するに当たっては、指導上の必要性から、言語障害、自閉症、情緒障害等を併せ有する場合も含めて考えてもよい。

＜ 専門の医師及びその他の専門家 ＞

専門の医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家　等

(7)　学校医等との連絡

児童生徒の保健及び安全に留意するためには、養護教諭や学級担任をはじめとして、児童生徒に日常接する教職員の絶えざる観察と情報交換を通じて、児童生徒一人一人の障害の状態を把握することが必要である。また、保健及び安全の指導を効果的に進めるためには、小学部の体育科及び中学部の保健体育科並びに学級活動、自立活動だけでなく、学校全体として、組織的、計画的に取り組むことが必要であり、保健主事、養護教諭等を中心に、保健及び安全の指導体制づくりや、学校医等との連絡体制の組織化が必要である。

２　特別な配慮を必要とする児童生徒への指導　【総解 P286】

(1)　海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の受入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握するとともに、外国での生活や異文化に触れた体験や、これらを通じて身に付けた見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などの特性を、本人の各教科等の学習に生かすことができるよう配慮する。また、本人と他の児童生徒のかかわりにおいては、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てる。

(2)　日本語の習得に困難のある児童生徒への通級による指導

日本語の習得に困難のある児童生徒への通級による日本語指導において、学校教育法施行規則第 132 条の３に基づく特別の教育課程を編成する場合には、対象児童生徒の担当教師同士が日本語の習得状況を含めた児童生徒の状態や変化について密接に情報交換を行うなどの連携に努め、指導の充実を図ることが重要である。

３　学齢を経過した者への配慮　【総解 P289】

(1)　学齢を経過した者を対象とする教育課程

学齢を経過した者を対象とする特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、各教科等の内容のうち、当該生徒の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとし、指導する上で必要な場合は、小学部段階の内容を取り扱うことができる。

(2)　学齢を経過した者への教育における指導方法等の工夫改善

学齢を経過した者への指導に当たっては、学齢経過者の年齢や境遇が多様であることも踏まえ、指導方法や指導体制について、各学校が実態に応じて工夫改善を行うことが必要である。このため、個別学習やグループ別学習に加え、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法等を柔軟かつ多様に導入したり、ティーム・ティーチングや合同授業などの指導体制を工夫したりすることが望まれる。

第６節　学校運営上の留意事項

１　教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等　【総解P292】

(1)　カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け

カリキュラム・マネジメントの実施に当たっては、校長の方針の下に、全教職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要である。その上で、児童生徒の実態や地域の事情、指導内容を踏まえて効果的な年間指導計画等や授業時間、週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくことも重要である。

また、教育課程の編成、実施、改善は教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは、学校評価と関連付けて実施することが重要である。学校評価の評価項目・指標等については、「学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕」（平成 28(2016)年３月文部科学省）を参照しながら、各学校で設定する。

(2)　各分野における学校の全体計画等との関連付け

各学校においては、法令等の定めにより、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本方針など、各分野における学校の全体計画等を策定することとされている。

教育課程の編成及び実施に当たっては、これらの全体計画等との関連付けを十分に行うことで、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、より効果的な指導の実現につなげることが必要である。

(3)　教育課程外の学校教育活動と教育課程との連携

中学部において、教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会等の充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢の人との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が高い。教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

各学校が部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

学校全体で取り組むカリキュラム・マネジメント（例）

	各分掌部・委員会	各　　部	＜学校評価関係＞
4	○ 学校の教育目標の確認	○ 学校の教育目標の確認 ○ 個別の指導計画の作成 個別の教育支援計画の確認	○ 評価委員会１ 評価計画の検討
5	○ 教育課程検討委員会	○ 教育課程の検討 指導の実践と改善	○ 計画書提出
6	○ 教科書の選定 ○ 次年度の教育課程表（案）の提出	○ 教科書の選定	○ 評価委員会２ 評価項目・観点 ・基準の確認
7		○ 個別の指導計画の評価	
8	○ 教育課程研究集会への参加 指導実践の成果と課題の確認 ○ 再来年度の教育課程の検討	○ 再来年度の教育課程の検討 指導の実践と改善	
9			
10	○ 次年度の教育課程の検討	○ 次年度の教育課程の検討	○ 評価委員会３ 中間評価
11	○ 教育課程 各部間の連続性・発展性の検討	○ 教育課程・学習指導等に関する評価の実施 ⇔ 一体化	○ 自己評価
12	○ 児童生徒数・学級数見込みの提出 ○ 次年度の教育課程表の作成	○ 個別の指導計画の評価	○ 評価委員会４ 結果の分析・ 改善策の検討
1	○ 次年度の教育課程表の提出 ○ 学級編制（案）の作成 ○ 学校の教育目標等の検討	指導の実践と評価 ○ 学級編制（案）の検討 ○ 学校の教育目標等の検討	○ 学校関係者評価 ○ 評価委員会５
2	○ 年間行事計画の作成	○ 年間行事計画の検討 ○ 時間割・日課表の検討 ○ 学習グループの検討	結果のまとめ
3	○ 学校の教育目標の設定 ○ 時間割・日課表の作成 学習グループの編制	○ 個別の指導計画の年間評価	○ 結果公表 ○ 報告書提出

２　家庭や地域社会との連携並びに学校間の連携や交流及び共同学習　【総解P299】

(1)　家庭や地域社会との連携及び協働と世代を超えた交流の機会

各学校においては、家庭や地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としての調和のとれた教育が行われることが重要である。

そのため、教育活動の計画や実施においては、地域の教育資源や学習環境を活用していくことが必要である。また、各学校の教育方針や特色ある教育活動、児童生徒の状況等について家庭や地域に適切に情報を発信し、理解や協力を得たり、家庭や地域の学校運営に

対する意見を的確に把握して自校の教育活動に生かしたりすることが大切である。さらに、児童生徒が高齢者や異年齢の子どもなど地域の様々な人々との世代を超えた交流を図ることができるよう配慮する。

(2)　学校相互間の連携や交流

学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、児童生徒の人間関係や経験を広げる等、広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。

また、特別支援学校や小・中学校等が、それぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある者とない者が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、双方の児童生徒にとって意義深い教育活動である。その実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなど、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切である。

3　特別支援教育に関するセンターとしての役割　【総解P302】

特別支援学校は、小・中学校等の要請に応じて、必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性等を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすように努めることが必要である。

各学校においては、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や小・中学校等との連携の下、それぞれの学校の有する専門性を生かした支援等を進めていくことが重要である。

＜ 学校教育法第 74 条（助言又は援助）＞
特別支援学校においては、第 72 条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第 81 条第 1 項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第７節　道徳教育推進上の配慮事項

1　道徳教育の指導体制と全体計画

(1)　道徳教育の指導体制　【総解P305】

学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長の方針の明確化と、道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備が必要である。

校長は、道徳教育の充実・改善を視野におきながら、関係法規や社会的な要請、学校や地域社会の実情、児童生徒の道徳性に関わる実態、家庭や地域社会の期待などを踏まえ、学校の教育目標との関わりで、道徳教育の基本的な方針等を明示しなければならない。

また、道徳教育推進教師の役割を明確にし、機能的な協力体制を整えることが必要である。なお、道徳教育推進教師については、校長が適切に任ずるとともに、学校の実態に応じて人数等に工夫を加えるなどの創意工夫した対応を行う。

(2)　道徳教育の全体計画　【総解P306】

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

全体計画は、各学校において、校長の明確な方針の下に、道徳教育推進教師が中心と

なって、全教師の参加と協力により作成する。作成に当たっては、教育関係法規の規定、学校や地域社会の実態と課題、教職員や保護者の願い、児童生徒の実態と課題等の基本的把握事項と、学校の教育目標、道徳教育の重点目標、道徳科の指導の方針等の具体的事項を含めることが望まれる。

(3)　各教科等における指導の基本方針　**【総解 P310】**

各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で、道徳性が養われることを考え、見通しをもって指導することが重要である。

各教科等の指導を通じて児童生徒の道徳性を養うためには、教師の用いる言葉や児童生徒への接し方、授業に臨む姿勢や熱意といった教師の態度や行動による感化とともに、各教科等の目標や内容に含まれる道徳的価値を意識した指導、道徳的価値の視点による学習活動や学習態度への配慮に関わる指導を行うことが重要である。

(4)　各教科等における道徳教育　**【総解 P311】**

各教科等における道徳教育については、小学校学習指導要領の各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動、並びに中学校学習指導要領の各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における「指導計画の作成と内容の取扱い」に、道徳科の内容についてそれぞれの特質に応じて適切に指導することが示されており、指導に当たっては、それらを十分に踏まえることが必要である。また、自立活動は、各教科等のみならず道徳科の指導と密接に関連を保つようにし、計画的、組織的に指導を行うようにする。

２　指導内容の重点化　**【総解　小 P317・中 P323】**

道徳教育を進めるに当たっては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえるとともに、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての指導の重点に基づき、各学年段階の指導内容についての重点化を図ることが大切である。どのような内容を重点的に指導するかについては、各学校が学校の実情や児童生徒の実態等を踏まえ決定するが、その際には社会的な要請や今日的課題についても考慮し、次のような配慮を行う。

(1)　小学部における指導では、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心、他者を思いやる心の育成に配慮する。加えて、各学年段階においては、次の事項に配慮する。

①　第１学年及び第２学年
挨拶などの基本的生活習慣を身に付けることや善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。

②　第３学年及び第４学年
善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと集団や社会のきまりを守ること。

③　第５学年及び第６学年
相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

(2)　中学部における指導では、生徒が人間としての生き方について理解を深めることができるよう、全学年を通じて、学校教育のあらゆる機会を捉えて、全ての内容項目と関わるように配慮する。重点的な指導内容の検討では、次のことについて留意する。

①　自立心や自律性を高め、規律ある生活をすること。

②　生命を尊重する心や自分の弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること。

③　法やきまりの意義に関する理解を深めること。

④　自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと。
⑤　伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること。

３　豊かな体験活動の充実といじめの防止　【総解　小 P320･中 P326】

各学校においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、豊かな体験を充実させることが必要である。また、道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるようにすることが大切である。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意する。

ポイント解説

＜ 日常生活における安全の確保と道徳教育との関連 ＞

道徳教育において、自律的に判断することやよく考えて行動し、節度、節制に心掛けることの大切さ、生きている喜びや生命のかけがえなさなど命の尊さの自覚、力を合わせよりよい集団や社会の実現に努めようとする社会参画の精神などを深めることが重要である。そのことは、自他の安全に配慮して安全な行動をとったり、自ら危険な環境を改善したり、安全で安心な社会づくりに向けて、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献したりするなど、児童生徒が安全の確保に積極的に関わる態度につながる。

安全に関する指導に当たっては、学校の安全教育の目標や全体計画、各教科等との関連などを考えながら進めることが大切である。

４　家庭や地域社会との連携　【総解 P329】

道徳教育の主体は学校であるが、道徳教育の充実を図るためには、家庭や地域社会との連携、協力が必要であることから、学校通信等で全体計画を示したり、児童生徒のよさや成長の様子を知らせたりするなどして、学校が道徳教育の方針を家庭や地域社会に伝え、理解と協力を得るようにしなければならない。また、学校の実情や実態に応じて、情報交換会や学校運営協議会等、相互交流の場を設定することが望まれる。

第８節　重複障害者等に関する教育課程の取扱い　【総解 P331】

本節の規定を適用する際には、学習指導要領第２章以下に示す各教科等に加えて、自立活動を取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。その上で、学年や学部において、児童生徒に提供する教育の内容を決定するため、個々の障害の状態等を考慮しながら、教育課程の編成について検討を行う際に理解しておかなければならない規定が本節の規定である。

各学校においては、児童生徒一人一人の学習評価に基づき、なぜその規定を適用することを選択したのか、その理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切である。さらに、調和のとれた具体的な指導計画を作成する上で、学習指導要領第２章以下に示す各教科等の目標及び内容を取り扱わなかったり、替えたりすることについては、その後の児童生徒の学習の在り方を大きく左右するため、慎重に検討を進めなければならない。

1　障害の状態により特に必要がある場合　【総解 P332】

児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合には､次に示すところによるものとする。

(1)　各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。

＜例＞

視覚障害　：	「保健体育」の内容のうちバスケットボール等の学習
聴覚障害　：	「理科」の内容のうち音に関する学習
肢体不自由：	「体育」の内容のうち器械運動等の学習　等

(2)　各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年の前各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年の前学年の内容の一部又は全部によって、替えることができる。（下学年代替の規定）

本規定は、特別支援学校（視覚障害者等）において適用される。

＜例＞

小学部第４学年「社会」「理科」	→	小学部第１学年及び第２学年「生活」
中学部第２学年「数学」	→	中学部第１学年「数学」　等

(3)　特別支援学校（視覚障害者等）の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

(4)　中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができる。（下学部代替の規定）

＜例＞

特別支援学校（視覚障害等）	中学部「数学」	→	小学部「算数」
	中学部「美術」	→	小学部「図画工作」
	中学部「社会」「理科」	→	小学部「社会」「理科」「生活」等
特別支援学校（知的障害）	中学部「社会」「理科」「保健体育」「職業・家庭」	→	小学部「生活」等

(5)　特別支援学校（視覚障害者等）の中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

(6)　幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。

なお、上記の(1)から(6)の規定を適用する際には、取り扱わなかった事項や替えた事項を学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分考慮して、調和のとれた具体的な指導計画を作成することが必要である。特に、系統的な学習を主とする場合には、教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要である。

2　知的障害者である児童生徒の場合　【総解 P338】

特別支援学校（知的障害）の小学部に就学する児童のうち、小学部の３段階に示す各教科及び外国語活動の内容を既に習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領第２章に示す各教科及び第４章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

また、同様に中学部の２段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領第２章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第２章に示す各教科及び第４章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。ただし、いずれの場合も、教科の名称までを替えることはできない。

３　重複障害者の場合　【総解 P339】

(1) 知的障害を併せ有する児童生徒の場合

特別支援学校（視覚障害等）に就学する児童生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、次に示すところによるものとする。

① 各教科の目標及び内容に関する事項の一部を替える場合

各教科の目標及び内容に関する事項の一部を当該各教科に相当する特別支援学校（知的障害）の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって替えることができる。

小学部 「社会」「理科」「家庭」	→	特別支援学校（知的障害）小学部「生活」
中学部 「技術・家庭」	→	特別支援学校（知的障害）中学部「職業・家庭」

なお、本規定と本節の１「障害の状態により特に必要がある場合」の規定を併せて解釈すると、中学部においても、特別支援学校（知的障害）の小学部の生活科の目標及び内容を導入することは可能である。しかしながら、教科の名称を替えることはできない。

② 各教科を替える場合

各教科によって替える場合の考え方は、①と同様である。

③ 小学部の外国語科、外国語活動及び総合的な学習の時間、中学部の外国語科の取扱い

上記の①又は②の規定を適用して教育課程を編成する場合、障害の状態によっては、特別支援学校（知的障害）と同様の教育課程上の取扱いを必要とすることが考えられる。その場合、小学部においては外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部においては外国語科を設けないことができる。

なお、特別支援学校（視覚障害等）の小学部において、知的障害を併せ有する児童に対し、小学校に準じて第３学年及び第４学年で取り扱う外国語活動を、特別支援学校（知的障害）の小学部の外国語活動に替えて指導を行うことは考えられる。しかし、特別支援学校（知的障害）の外国語活動は、個々の児童の知的障害の状態等に応じて、小学部第３学年から第６学年までの児童を対象としていること、国語科との関連を図ること、特に外国語を使う場面を見聞きすることに重点が置かれた内容であることに留意しながら、本規定の適用の判断をする必要がある。

(2) 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。また、各教科や外国語活動の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。なお、道徳科及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることはできない。

４　訪問教育の場合　【総解 P343】

訪問教育を実施する場合には、本節の１から３に示すところによることができる。

５　重複障害者等に係る授業時数　【総解 P344】

重複障害者や医療機関に入院している児童生徒の場合又は訪問教育を行う場合について、特に必要があるときは、各学年の総授業時数及び各教科等の年間の授業時数は、いずれも小学校又は中学校に「準ずる」のではなく、各学校で適切に定めることができる。

この場合、児童生徒の実態を的確に把握するとともに、医療上の規制や生活上の規制等も考慮して、どのような教育課程を編成することが最も望ましいかについて児童生徒の学習状況等を踏まえ、総合的に検討する必要がある。

ポイント解説

＜ 本県における訪問教育の授業時数 ＞

授業は、年間 35 週（小学部第１学年は 34 週）以上にわたって行うように計画する。

授業時数の１単位時間は 60 分、週当たりの授業時数は６時間（週３回、１回２時間の訪問による指導、年間の授業時数は 210 時間を標準とし、児童生徒の実態に応じ適切に配当する。

第９節　学校教育法施行規則に規定されている教育課程等の取扱い　【総解 P345】

１　各教科を合わせた指導

第 130 条第１項は、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第 126 条から第 128 条までに規定する各教科又は別表第３及び別表第５に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と定めている。

なお、第 53 条、第 135 条（準用規定）の規定「小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。」や小学部・中学部学習指導要領の総則には、小学部における合科的・関連的な指導の規定があることにも留意する必要がある。

各教科を合わせて授業を行う際には、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、一部なのか、全部なのかについて十分検討する必要がある。

２　各教科等を合わせた指導

第 130 条第２項は、「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と定めている。

各教科等を合わせて授業を行う際には、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、一部なのか、全部なのかについて十分検討する必要がある。また、各教科等の目標及び内容に照らした学習評価が不可欠である。

３　特別の教育課程

特別の教育課程については、第 131 条第１項に規定が示されている。なお、本規定に基づく特別の教育課程を編成するに当たっては、この場合の教科用図書使用に関する定め（第 131 条第２項）があることに留意する必要がある。

＜ 学校教育法施行規則第 131 条 ＞

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第 126 条から第 129 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

２　前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著名の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者が定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

４　その他

上記の１から３のほか、教育課程の改善のための研究（第 132 条）、特別支援学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成（第 132 条の２）の規定、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした特別の教育課程（第 132 条の３）がある。